

改正

平成21年 3月24日告示第 7号
平成23年 4月 1日告示第22号
平成25年10月25日告示第51号
平成26年 3月28日告示第13号
平成29年 3月31日告示第24号

多可町最低制限価格制度事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多可町が競争入札により建設工事等の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とするか否かを決定する基準を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 予定価格が130万円以上で、1億円未満の工事又は製造の請負に関する契約で、次の場合を除き原則として最低制限価格を適用する。

- (1) 一般競争入札若しくは指名競争入札の方法により実施されない契約
- (2) 工事又は製造の積算の主要部分が業者見積等に依存している場合で、最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。
- (3) その他、町長が最低制限価格の適用が不適切と認めるとき。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 前項の規定により算定が困難な場合の最低制限価格は、予定価格（消費税および地方消費税を含む。）に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。

3 最低制限価格は、予定価格を記載する書面の所定の欄にこれを記載するものとする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みがあった場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(再入札)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みを行った者は、それ以降の再度入札に参加できないものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日告示第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月25日告示第51号）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第13号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第24号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。